



医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業 国際科学技術協力プログラム（SATREPS）

Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development

SATREPS令和9年度公募について

AMED説明資料

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構（AMED）国際戦略推進部

本日の説明内容

- プログラムの概要
- 公募の概要
- 応募について（留意点含む）
- 審査について
- 前年度公募要領からの変更点
- 応募提案書雛形を用いた詳細説明

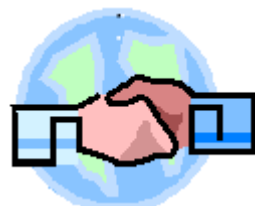
SATREPS令和9年度公募要領における前年度公募要領からの変更点を **New!** で示しました。

プログラムの概要

SATREPSとは



外交手段としての
科学技術



日本の科学技術を発展
させる手段としての
外交

**連携の高度化・
相乗効果**

**日本の優れた科学技術とODAの連携による
地球規模の課題解決に向けた国際共同研究**

SATREPSの研究分野



感染症

環境・エネルギー

研究領域「地球規模の環境課題の解決に資する研究」

環境・エネルギー

研究領域「カーボンニュートラルの実現に向けた資源・エネルギーの持続可能な利用に関する研究」

生物資源

防災

* 平成27年4月1日より感染症分野はAMEDに移管

SATREPSの目的

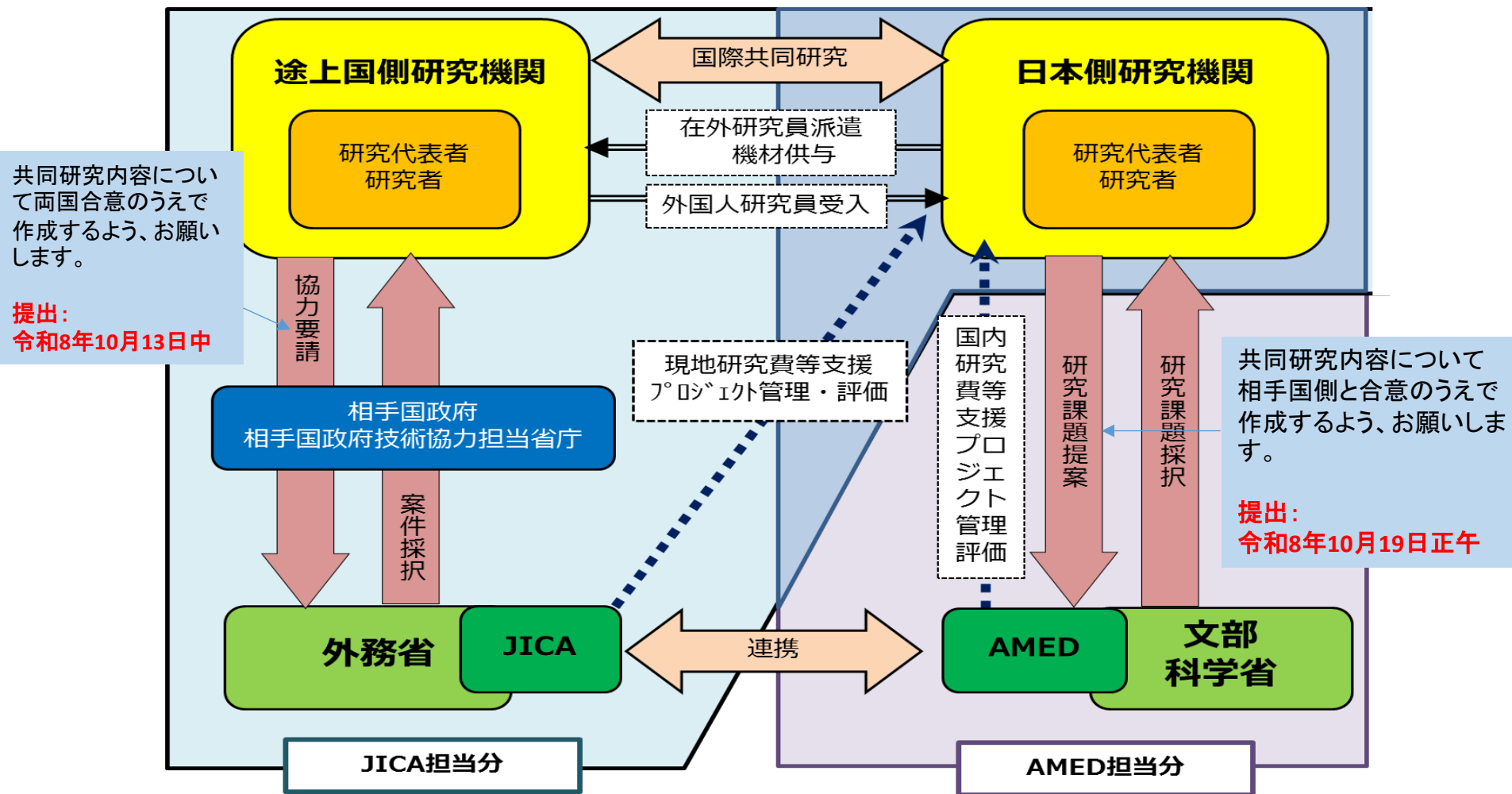
- 日本と開発途上国との国際科学技術協力の強化
- 地球規模課題解決のための新たな技術の開発・応用および科学技術水準の向上につながる新たな知見の獲得
- キャパシティ・ディベロップメント※



将来的な社会実装の構想が求められます

※ 国際共同研究を通じた開発途上国の自立的研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築、また地球の未来を担う日本と途上国の人材育成とネットワークの形成

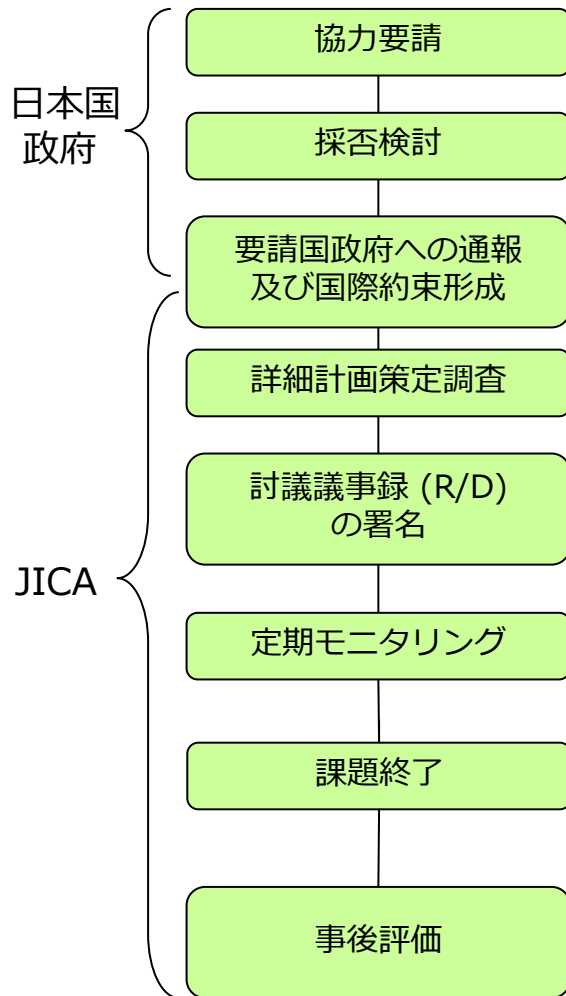
SATREPSの実施体制図



SATREPSプロジェクトの流れ

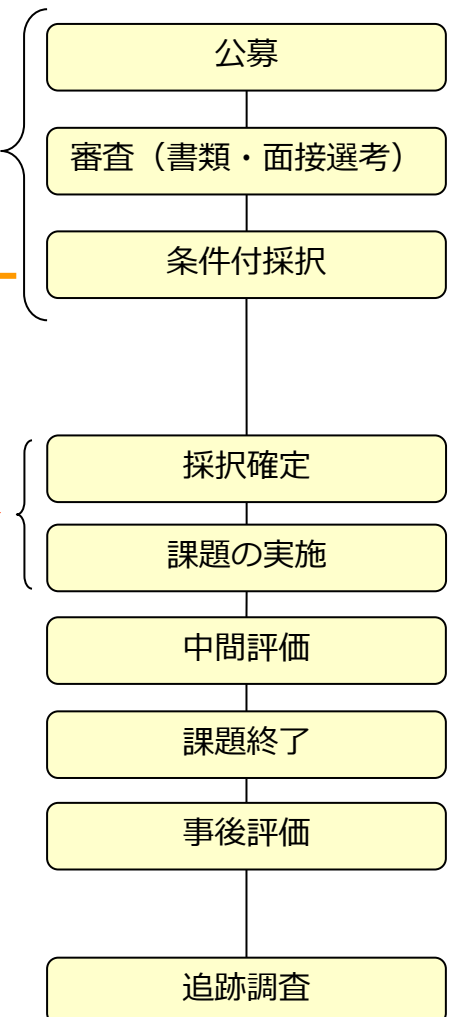


JICA 技術協力プロジェクトの枠組み



研究代表者はJICAの詳細計画策定調査に参加し、相手国政府及び相手国実施機関との計画について協議を行う。その結果、**R/D (Record of Discussions)**をJICAと相手国実施機関が署名する。また、これと平行し機関間での**合意文書 (CRA等)**が署名される。

AMED競争的研究資金の枠組み



研究期間の考え方



研究経費の考え方



表1. AMED と JICA の経費で執行可能な経費の分類
(●:執行可能、▲:条件付きで執行可能、空:執行不可)

経費	AMED	JICA
A:日本国内での研究費	●	
A:相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	●*1	
B:相手国内での活動費	▲*2	●*3
B:相手国側からの渡航旅費	▲*4	●
C:日本と相手国間の旅費	▲*5	●

*1 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

*2 日本国内の研究の延長と認められる旅費・滞在費など、相手国において JICA が負担できない経費のうち AMED 委託研究開発費で負担可能なものに限ります。

*3 相手国内での活動費には、日本側研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含みます。

*4 相手国側研究チームに含まれない外部専門家等の渡航に限ります。

*5 学生、外部専門家などの理由により、JICA 予算で相手国へ派遣することのできない場合に限ります。なお、企業等が研究代表機関となり応募される場合には、経費の執行区分が上記と異なる場合がありますので、あらかじめ AMED/JICA に確認してください。

公募の概要

令和9年度公募について



この公募は、令和9年度予算が成立した後に執行する研究開発課題を公募・選考するものですが、本プログラムは政府開発援助（ODA）事業との連携によって実施するものであり、相手国機関との調整に時間を要することから、できるだけ早く研究を開始するために、予算成立前に行うものです。したがって、**予算成立の内容及び予算成立額に応じて、研究領域の内容、委託研究開発費、採択件数等に変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合があることをあらかじめ了承ください。**なお、研究提案に当たっては、相手国への渡航制限等の支障がないか確認し、相手国の状況を十分に考慮した研究計画としてください。

SATREPSの分野・期間・予算規模



D

分野 公募研究開発課題名	研究開発費の規模 (間接経費を含まず)	研究開発実施 予定期間	新規採択 課題 予定数
感染症分野 「開発途上国のニーズ を踏まえた感染症対策 研究」	1課題あたり年間 24,615千円（上限） (最終年度： 15,384千円/年) (暫定期間： 5,000千円/年)	令和10年4月 (予定) から 3～最大5年間 (令和9年度に、 研究準備のための 暫定期間※をおく)	0～2課題 程度

(注1) AMEDによる委託研究開発経費は、間接経費30%を計上した場合1課題あたりの額は以下になります。

32,000千円上限 / 年

(最終年度 20,000千円上限 / 年)

(暫定期間 6,500千円上限 / 年)

(注2) JICAによるODA技術協力経費は以下の通りです。

上限3億円/5年間、上限2.4億円/4年間、上限1.8億円/3年間

(調整員をJICAが選定する場合)

※暫定期間：研究代表者がJICA詳細計画策定調査に参加し、相手国政府および相手国実施機関との計画について協議を行い、その結果、R/D (Record of Discussion) にJICAと相手国実施機関が署名するなど、研究開始のための準備期間

研究内容について



2.3.2 研究内容（公募要領 P.37）

感染症は、開発途上国において健康への脅威となるだけでなく、社会・経済開発への重大な阻害要因の一つとなっています。感染症領域における地球規模課題解決を**目的とし、相手国で課題となっている感染症の疫学、診断、予防、治療等に関する研究開発を対象とします。**New !

- ※ 単なるスクリーニングをメインとする創薬研究テーマの提案は対象外とします。
- ※ 日本からの単なる技術の移転・知識の提供等の共同研究を伴わない課題や科学技術の発展に寄与しない単なる調査等は対象外とします。
- ※ 本プログラムでは、相手国における治験等を伴う共同研究を対象としません。
- ※ 相手国における日本人による医療行為を含む共同研究については、応募前にJICAのコンサルテーションを受ける必要があります。コンサルテーションを受けずに提出された提案は、採択後その医療行為の部分について実施が認められない場合があります。詳細は「1.1.7.4 相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為の扱い」を参照ください。

対象となる国



2.3.3 対象となる国 **New !**

昨年度SATREPS対象国からギニアビサウ共和国、セーシェル共和国が削除されました。
(別添1。地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国・地域)
(公募要領 P.110)

公募対象となる課題（留意事項）



2.3 公募対象となる研究開発課題の概要

2.3.4 留意事項（公募要領 P.37）

【地域バランスおよび対象国について】

- これまで採択課題のない国や採択課題の少ない国を共同研究相手国とする提案を歓迎します。
- アフリカ地域や後発開発途上国を対象とした提案を歓迎します。なお、これらの国々においては、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術や問題即応技術の開発と適用が重要であり、その観点を含む取組を期待します。後発開発途上国では研究活動の持続性を確保するため、JICA等の技術協力や研究提案者によるSATREPS事業終了後の活動計画など、中長期的な支援が必要な場合が多くあります。そこで、後発開発途上国を対象とした提案では、その提案時において中長期的支援が存在することが望まれます。

【研究実施体制について】

- 若手研究人材育成の重要性に鑑み、若手研究者を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を歓迎します。
- ダイバーシティ推進の一環として、女性研究者からの提案、または女性研究者の研究チームへの多数の参画を歓迎します。

公募から暫定研究開発期間開始までのスケジュール



応募受付

令和8年8月18日（火）～ 令和8年10月19日（月）
正午【厳守】※1

※1 締め切りを過ぎた場合には一切受理できませんので、十分余裕をもってe-Rad登録をお願いします。

書面審査※2

令和8年11月上旬 ～ 令和9年1月下旬（予定）

※2 必要に応じて追加書類を求めることがあります。

ヒアリング審査 ※3

令和9年3月1日（月）（**対面実施**）（予定）

※3 ヒアリングを実施する場合は、対象課題の研究開発代表者に対して、原則としてヒアリングの1週間前までに電子メールにて連絡します（ヒアリング対象外の場合には、この連絡はしませんので、採択可否の通知までお待ちください）。

審査結果通知

令和9年4月中旬（予定）

暫定期間開始 令和9年5～6月頃

R/D・CRA締結 令和10年2月末

※3 ヒアリング審査の対象者は原則として研究開発代表者としてします。ヒアリング審査の日程は変更できません。

研究開発開始

令和10年4月（予定）

応募について (留意点含む)

【1】応募資格者

詳細は、公募要領「3.1 応募資格者」をご参照ください。



- 本事業の応募資格者は、国内の研究機関等に所属し、かつ、主たる研究場所とし、応募に係る研究開発課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者（研究開発代表者）とします。
- 特定の研究機関等に所属していない、もしくは日本国外の研究機関等に所属している研究者にあつては、研究開発代表者として採択された場合、契約締結日又は令和9年6月1日までに、日本国内の研究機関に所属して研究を実施する体制を取ることが可能であれば応募できます。当該国際共同研究の研究開発代表者としての責務を果たし、最初から最後まで国際共同研究に従事できることが応募者の要件です。ただし、契約締結日又は令和8年6月1日までに要件を備えていない場合、原則として、採択は取消しとなります。
- AMED ではスタートアップ企業等を「中小企業の内、設立10年以内」と定義し、応募時や採択時、研究進捗確認時に、財務状況の健全性を確認していきます。 **New!**
- 研究開発分担研究機関については、研究開発分担者の主たる研究場所となるものであり、国内の研究機関等であることが原則です。海外で研究活動をする場合には、内容についてAMEDと契約時に必要な条件に適するか確認が必要になります。分担研究機関は、代表研究機関と再委託研究開発契約を締結します。
- 日本側の研究参加者は、日本国内の研究機関に所属していることが要件です。日本国でも相手国でもない第三国の機関とは共同研究はできません。また、第三国の機関にのみ所属する研究者は共同研究の参加者にはなれません。第三国に所在する研究機関に所属する研究者が参加する場合には、研究参画機関（研究開発代表機関を含む）での身分（客員研究員等）を有し、その所属機関の管轄下である事が必須です。
- 研究開発代表者は、国内外におけるすべての勤務先を提案書に記入してください。また、研究開発代表者の主たる勤務場所が、本研究開発課題の主たる研究場所及び所属する研究機関と異なる場合は、必ずその旨を提案書に記載してください。記載がなかったことが後から判明した場合は、採択を取り消す場合があります。 **New!**

【2】 研究開発提案書について

No.	必須 /任意	必要な 提案書類	備考
1	必須	(様式 1) 研究開発提案書	AMEDの令和 9 年度公募様式を使用ください。
2	必須	(別紙 1) 研究項目ごとの相手国研究機関との 共同・分担等について	
3	必須	(別紙 2) 成果目標シート	
4	必須	(別紙 3) 機関長からの承諾書 (公印省略 可)	所属機関長とは、理事長、学長等の組織全体の 責任者、企業等の場合は研究実施期間中の支援 と体制の確保に責任を持つ方を指します。部門 長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織 の長ではありません。
5	任意	(別紙 4) 企業などの構想 (代表印省略 可)	
6	必須	(別紙 5) 提案に当たっての調整状況の確認	
7	該当する 場合は 必須	ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式	ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合
8	研究開発代 表者の所属 機関がスタート アップ企 業等の場合、 応募時は 任意 New!	財務状況資料 ・財務スコアリング ・直近 3 年分の決算報告書(貸借対照表及び 損益計算書) ・資金繰り表	ヒアリング審査の対象になった時に、AMED から連絡後に提出必須New!

【3】 e-Radからのご応募について



- 研究提案書は、府省共通研究開発管理システム（e-rad）で提出ください。
<http://www.e-rad.go.jp/>
- （ i ） 研究者による応募申請の提出、（ ii ） 研究機関事務代表者によるご承認が必要です。
- 受付期間終了時までに応募課題の状態が「応募中」、申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中申請中」となれば、当該応募は正常に完了しています。

申請状況	申請の種類（ステータス）の表示
応募申請後	申請の種類（ステータス）が「研究機関処理中申請中」となります。この表示は研究機関による承認が未済の状態を意味します。（研究開発代表者から所属機関にe-Radで申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認の手続を必ず行ってください。）
研究機関の承認の手続が完了後	申請の種類（ステータス）が「配分機関処理中申請中」となります。
配分機関「AMED」が受理	申請の種類（ステータス）が「受理済」となります。

【4】 e-Radにおける安全保障貿易管理対応について（１）



- SATREPSは、安全保障管理の要件化対象です。安全保障貿易管理の設問において「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」を登録する必要があります。
- 研究代表者が研究参画機関すべての輸出・技術提供予定の有無を取りまとめ、輸出・技術提供予定ありの研究機関があれば、輸出・技術提供予定「あり」と登録してください。

安全保障貿易管理

本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募で、所属する研究機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、以下の質問に回答してください。
(該当の場合は、本応募画面上部に、本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募である旨のメッセージが表示されています。)

安全保障貿易管理の詳細は、次のURLから確認してください。 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

「本公募を通じて取得した(する)貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術を輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
又は、既に保有するリスト規制に該当する貨物・技術について、本事業において輸出(提供)する予定又は意思はありますか。
提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国内での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答して、所属研究機関の安全保障貿易管理体制の整備状況が、未整備又は整備中である場合は、外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれか早い方までの整備が必要です。また、契約時までには、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する旨の誓約書の提出が必要です。(体制整備状況及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。)

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無



☐ あり

☒ なし

【4】 e-Radにおける安全保障貿易管理対応について（2）



「安全保障貿易管理」で「あり」を選択された場合、次項の「研究組織」に記された「研究代表者」と「研究分担者」が属する研究機関においてはe-Rad「研究機関情報」の「安全保障貿易管理体制の整備」にて、整備状況をご確認ください。

「未整備」を選択している、もしくは「整備中」を選択し、所定の「安全保障貿易管理の体制を整備することの誓約書」をアップロードしていない機関とは、採択されても委託研究契約を締結することが原則できません。

別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」の「安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」をご一読ください。

なお、誓約書のフォーマットは以下のリンクから入手ください。

https://www.e-rad.go.jp/dl_file/20240131_AnzenhoshoSeiyakusyoFormat.docx

【5】 ODA要請書について



- 相手国政府より技術協力プロジェクトの協力要請の提出が必要です。
(協力要請の外務省（本省）到着締め切りは、日本側での研究提案の締め切りより早く、**令和8年10月13日（火）中**です。)
- ※ **締め切り日までの提出が選考の要件となります。**
- ※ 外交的な配慮から一力国からの要請数を最大12件とし、上限を超える場合は先方政府が絞り込みを行うこととなります。
- 協力要請の提出がなされていない場合、「要件未達」と判断し以後の審査は行いません

【6】 JICAとの事前コンサルテーション



医療行為・臨床研究について

(公募要領「1.1.7.4 相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為の扱い」)

- SATREPS事業では、令和2年度の応募から共同研究に相手国におけるSATREPS事業関係者による医療行為を伴う提案を試行的に選考の対象としています。ただし、該当する提案は公募要領に定める諸要件に則ることが求められ、医療行為実施の適否はコンサルテーションの結果を踏まえJICAが判断します。また、日本と相手国以外の第三国の国籍を有する研究員による医療行為は原則実施不可とします。なお、相手国における治験等を伴う共同研究については、従来と変わらず、SATREPS事業では対象としません。
- SATREPS事業において対象外となる「治験等」について
 - 企業或いは医師主導による治験だけでなく、対象国において未承認或いは未適応の医薬品等を使用した研究者による臨床研究（日本の臨床研究法では「特定臨床研究」に該当）も含みます。医薬品等とは、医薬品（体外診断用医薬品を除く）、医療機器、再生医療等製品。日本の臨床研究法については以下を参照ください。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>
- 応募前に必要なJICAとの事前コンサルテーションについて
 - コンサルテーションを受けずに提出された提案は、採択後その医療行為の部分について実施が認められない場合があります。
- なお、研究開始後に、医療行為を含む研究計画へ変更する必要がある場合には、JICA及びAMEDへご連絡ください。原則は応募時点でのコンサルテーションが必須ですが、実施中に生じた真にやむを得ない変更としてAMED及びJICAの承諾が得られた場合のみ、変更が可能です。研究計画変更の可否はAMEDのPS、POが判断し、医療行為の可否はJICAが判断します。

医療行為に関連し、JICAとの事前コンサルテーションを希望される場合には、以下にご連絡ください。

窓口：gpgsd@jica.go.jp

件名：「SATREPS医療行為に関する事前コンサルテーション」

【7】 提案書類の様式及び作成上の注意

公募要領「5.1.3 提案書類の様式及び作成上の注意」

- 提案書基本様式は和文です。
- 研究課題名（英語）ルール：
 - （i）The Project forから始まる **課題名**にすること
（例：The project for Climate Change・・・）
 - （ii）課題名に「in国名」を入れないこと
 - （iii）相手国からのODA技術協力プロジェクト名と同じ課題名にすること
- 研究課題名（日本語）：
 - ✓ 応募時の課題名は採択後に変更できませんので、慎重に課題名設定をお願いいたします。
- 生成AIの利用について：**New !**
 - ✓ 研究開発提案書等の作成に生成AIを利用する場合、意図せず著作権を侵害したり、個人情報や機密情報が漏洩したりするリスクがあります。こうしたリスクがあることを理解したうえで、利用するかどうかは提案者自身の責任で判断してください。

【8】 R/D・MOUの署名について



R/D・MOUの署名について(公募要領「1.1.5 SATREPSの主な流れ」)

但し、条件付採択年度末(令和10年2月末)までにR/D・CRAの署名がなされず、また近日中に署名がなされる見通しがなく、R/D・CRA不成立とみなされた場合は、研究開発課題の条件付採択決定後や暫定期間における委託研究契約締結後であっても、国際共同研究が実施できなくなります。暫定委託研究契約に基づくAMEDからの委託研究開発費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ承知おきください。もし署名の遅れの原因が国際情勢(クーデター等)など研究者及び研究機関の責任によるものではない場合、令和10年度の委託研究開発契約締結について一旦保留し、R/D・CRAの署名期間を令和11年2月末まで延長します。令和11年2月末までにR/D・CRAの署名がなされない場合、研究開発課題の採択を取り消すこととします。

【9】研究力向上のための制度（PI 人件費）



- 研究力向上のための制度（PI 人件費）の利用を希望する場合は、研究開発提案書に必ずご記載ください。当該制度に係る計上額は、年度途中に増額することはできません。また、記載額に関わらず、研究の進捗状況等を鑑みて、年度ごとの契約時にPS, PO が認める範囲のみに制限されることがあります。（公募要領 P76）
- 研究力向上のための制度（PI 人件費）及びバイアウト制度を利用する場合の必要な要件や手続の詳細については、AMED ウェブサイト「事務手続き」>「事務処理説明書・様式集」を参照してください。（公募要領 P76）

【参考】 事務処理説明書・様式集

(<https://www.amed.go.jp/content/000157637.pdf、000157638.pdf>)

- 令和7年4月以降の採択課題において、**研究開発提案時の申請が必要となります。**研究開発課題の実施に支障がないよう、また研究開発計画の遂行に照らして過度に計上されることがないように適切に設定してください。
- 支出の条件：④**令和7年4月以降の採択課題において、研究開発提案時に研究力向上のための制度（PI人件費）の「金額」及び「期待される効果」の記載があること。（本申請内容は事前評価の審査対象となる。）**

審査について

形式確認による不受理



以下に該当する場合には、「不受理」になります。
審査の対象になりませんので、ご注意ください。

- 申請額が課題申請時に規定されていた予算上限を超えていた場合は不受理とします。(公募要領 P33)
- 提出書類に不備がある場合は、不受理となる場合があります。(公募要領 P35)
- ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する場合で、ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコル様式の提出がない場合は、不受理とします。(公募要領 P35)
- ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する研究課題は、所定の様式※3 を提出することにより、解析プロトコルの各項目を示す必要があります。様式が提出されていない場合には応募申請は「不受理」となり、審査の対象となりませんので、提案課題におけるヒト全ゲノムシーケンス解析の実施の有無については十分に注意してご判断ください。(公募要領 P47)
- ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコルの提出について： ヒト全ゲノムシーケンス解析（第3章「3.5 データシェアリング」参照）を実施する研究課題においては、所定の様式を提出することにより当該プロトコルの各項目を示す必要があります。該当課題において様式提出がない場合には「不受理」となり、審査の対象となりません。提案課題におけるヒト全ゲノムシーケンス解析の実施の有無については、十分注意してご判断ください。また、所定様式が提出されている場合であっても、第3章「3.5 データシェアリング」の条件を満たさない研究開発課題は、「不採択」となります。(公募要領 P50)
- 応募に必要な提案書類（公募要領 P48）のうち、必須書類が一つでも提出されていない場合

審査方法

公募要領「5.1 審査方法」

- 本事業における研究開発課題の採択に当たっては、AMEDの「研究開発課題評価に関する規則」に基づき、実施の必要性、目標や計画の妥当性を把握し、予算等の配分の意思決定を行うため、外部の有識者等の中からAMED理事長が指名する課題評価委員を評価者とする事前評価（審査）を実施します。課題評価委員会は、定められた評価項目について評価を行い、AMEDはこれをもとに採択課題を決定します。
- 審査は、AMEDに設置した課題評価委員会において、非公開で行います。
- （参考）外務省/JICAは主にODAの観点から提案書の確認を行い、ODA評価を行います。ODAの観点も「審査項目と観点」に含まれています。

審査項目と観点

公募要領「5.1.2 審査項目と観点」

- 事業趣旨等との整合性
- 科学的・技術的な意義及び優位性
- 計画の妥当性
- 実施体制
- 所要経費
- 社会実装の計画と実現可能性
- 相手国のニーズ、ODA方針への合致
- 継続的発展の見通し

審査項目と観点における変更点



5.1 提案書類の審査方法

5.1.2 審査項目と観点

(D) 実施体制 **New!**

- 日本側研究チームとして、研究期間終了後にも相手国との連携を継続し、成果を発展させられる体制を有しているか。特に、将来的な研究の持続的発展を見据え、若手研究者の参画が適切に図られているか。（公募要領 P.57）

5.1.3 留意事項 **New!**

- 提案内容が、過去に本プログラムで実施した研究開発の延長であり、かつ同じ対象国であるものについては、当該研究の継続により地球規模課題の解決に資する、より大きな成果や貢献を期待できるか審査します。（公募要領 P.58）

Q&A

前年度公募要領にあった以下の記載（取り消し線部分）を削除しました。 **New!**

- ~~Q 過去に本プログラムで採択・実施された研究開発課題を基盤とした提案は、どのような観点で審査されますか。~~
- ~~A 過去に本プログラムで採択・実施された研究開発課題を基盤とした提案を含め、応募されたすべての研究提案は、競争的研究費として「4.2.2 審査項目と観点」に基づいて審査します。~~

全ゲノム解析プロトコールの説明

データ利活用・ライフコース研究開発事業部
次世代医療データ利活用推進課



- AMEDは、政府の方針に基づき、様々なAMED研究課題で得られたヒト全ゲノムシーケンスデータを取りまとめて大規模なデータセットをつくり、研究開発に提供する基盤「AMEDデータ利活用プラットフォーム」の整備を進めています。
- 全ゲノムシーケンスデータの大規模解析には、個別のデータの解析プロトコルが揃っていることが、解析結果の精度に直接影響します。そのため、AMEDは、国費を投じて得られたデータを利活用した研究開発において精度の高い解析が可能となるよう、このプラットフォームが窓口となり共有されるヒトの全ゲノムシーケンスデータには、政府の方針※に基づき以下の2点を求めています。

① 既にプラットフォームで共有予定となっているデータと品質を同等に担保すること

② ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究でも円滑に活用可能であること

※厚生労働省 第2回「全ゲノム解析等実行計画」の推進に向けた検討会議（令和3年2月16日、資料1）
内閣官房健康・医療推進戦略本部 第8回ゲノム医療協議会（令和4年3月30日、資料3、参考資料3）

- 既にこのプラットフォームで共有予定となっているヒト全ゲノムシーケンスデータとは、現時点では、内閣官房健康・医療推進戦略本部の第5回ゲノム医療協議会（令和3年3月16日）参考資料3で示されたデータのことです。
- ゲノム解析の先進諸国との国際共同研究とは、現時点では、英国のUK BiobankおよびGenomics Englandや、米国のAll Of Usなどの海外の大規模ゲノムデータリソースを用い、ゲノム医療研究で先行する欧米の研究機関と共同して実施するような研究を想定しています。

- AMEDは、この目的を達成するため、全ゲノムシーケンスの解析プロトコールが公募要領の「3.2.7 データシェアリングについて」に記載されている以下の**5つの要件**を満たしているか確認しています。

- ライブラリー作成（キット名、断片長等）
- シーケンス反応（キット名、リード長等）
- 解析装置の機種名（機種名・型番等。外注の場合は外注先も記入）
- クオリティーコントロール（QC）の方法
- リファレンスゲノムとのマッピング及びアセンブルの方法

※ 全ゲノムシーケンス解析

次世代シーケンサーを利用した全ゲノムシーケンス解析及び全エクソーム解析を指します。なお、次世代シーケンサーを用いる解析のうち、全ゲノムまたは全エクソーム以外を対象とするゲノム解析や、アレイ解析、サンガー法によるシーケンス解析は含みません。

- ヒト全ゲノムシーケンス解析を実施する研究課題は、所定の様式※ を提出することにより、解析プロトコールの各項目を示す必要があります。様式が提出されていない場合には応募申請は「不受理」となり、審査の対象となりませんので、提案課題におけるヒト全ゲノムシーケンス解析の実施の有無については十分に注意してご判断ください。

※ ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール様式

ご不明な点がございましたら、
以下にお問い合わせください。

amed-satreps@amed.go.jp